



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三二)

〔告 示〕

- 農薬を登録した件  
(農林水産一六一八〜一六二二)
- 農薬を再登録した件(同一六二三)
- 農薬の登録が失効した件  
(同一六二四)

〔公 告〕

- 諸事項
- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人産業技術総合研究所特  
定計量器型式承認関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

一 三 六 六 五 五 五 五 五 五

省 令

○厚生労働省令第百二十二号  
児童福祉法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十七号)及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百五十七号)の施行に伴い、並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)及び児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の規定に基づき、及びこれらの法令を実施するため、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条及び第一条の二中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項」に改める。  
第一条の二の二中「第六条の二第四項」を「第六条の二第二項」に改める。  
第一条の二の三中「第六条の二第五項」を「第六条の二第二項」に改める。  
第一条の二の四中「第六条の二第七項」を「第六条の二第二項」に改める。  
第一条の二の五中「第六条の二第八項」を「第六条の二第二項」に改める。  
第七条を次のように改める。

第七条 都道府県は、法第十九条の二第一項の規定に基づき、毎月、小児慢性特定疾病医療費を支給するものとする。

医療費支給認定(法第十九条の三第二項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。)に係る小児慢性特定疾病児童等(法第八条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。)が指定小児慢性特定疾病医療機関(同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。)から指定小児慢性特定疾病医療支援(法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。)を受けたときは、法第十九条の三第十項の規定により当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者(同条第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。)に支給すべき小児慢性特定疾病医療費は当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対して支払うものとする。

都道府県は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が緊急その他やむを得ない事由により法第十九条の三第五項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとして定められた指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合において、その必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者に、支給すべき小児慢性特定疾病医療費を支払うことができる。

第七条の二 令第二十二條第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める者(以下「医療費支給認定基準世帯員」という。)は、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者(法第十九条の三の第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者をいう。以下この条及び第七条の九において同じ。)が後期高齢者医療の被保険者である場合(第二号に掲げる場合に限る。は、当該小児慢性特定疾病児童等の保護者及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している国民健康保険の被保険者(当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属するものに限る。)とする。

一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険以外である場合 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険各法(健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員共



第七条の九 法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の続柄
  - 二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地、及び生年月日
  - 三 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の名称
  - 四 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の医療保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による被保険者証（健康保険法第二百六条の規定による日雇特別被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けのべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称
  - 五 医療費支給認定基準世帯員の氏名
  - 六 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として希望するもの名称及び所在地
  - 七 所得の状況に関する事項
  - 八 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者（令第二十二條第一項第一号口に規定する高額治療継続者をいう。）に該当するかの別
  - 九 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者（令第二十二條第一項第二号口に規定する療養負担過重患者をいう。）に該当するかの別
  - 十 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が令第二十二條第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当するかの別
  - 十一 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五條第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この号において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費算定対象世帯員が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合は、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する事項
  - 十二 その他必要な事項
- 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 一 指定医（法第十九条の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。第七條の十一第一項第三号、第七條の十三第一項、第七條の十六及び第七條の十八において単に「診断書」という。）Xこれにより難い特別の事情のある場合にあっては、都道府県知事が必要と認めるこれに準ずる診断書
  - 二 前項第七号から第十一号までの事項を証する書類その他小児慢性特定疾病医療支援負担上限額の算定のために必要な事項に関する書類
  - 三 当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者が現に医療費支給認定を受けている場合には、当該医療費支給認定に係る医療受給者証（法第十九条の三第七項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）
- 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七條の二十二第七号及び第七條の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限額の算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。
- 一 当該届出を行う医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名及び生年月日

三 第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限額の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七條の十 都道府県知事は、法第十九条の三第一項の規定に基づき、診断又は治療に五年以上（医師法（昭和二十三年法律第二十一号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第七條の十三に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

- 一 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有する者。
- 二 都道府県知事が行う研修を修了していること。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第七條の十六の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

第七條の十一 前条第一項の規定に基づき指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該申請をしようとする医師の氏名、居住地、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名
  - 二 当該申請をしようとする医師が認定を受けている専門医の資格の名称及びその認定期間又は前条第一項第二号に規定する研修の名称及びその修了日
  - 三 診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地
  - 四 その他必要な事項
- 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県知事は当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

- 一 申請者の経歴書
- 二 医師免許証の写し
- 三 専門医の資格を証する書面又は前条第一項第二号に規定する研修を修了したことを証する書面
- 第七條の十二 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失ふ。
- 第七條の十三 指定医は、法第十九条の三第一項の規定による診断書の作成を職務とする。

指定医は、前項に規定する職務のほか、小児慢性特定疾病の治療方法その他法第二十一條の四第一項に規定する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に協力するものとする。

第七條の十四 指定医は、第七條の十一第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた事項及びその年月日を、当該指定医の指定をした都道府県知事に速やかに届け出なければならない。

第七條の十五 指定医は、六十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第七條の十六 指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

第七条の十七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表しなければならない。

- 一 第七条の十四の規定による指定医の指定をしたとき。
- 二 第七条の十四の規定による届出（第七条の十一第一項第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたとき。

三 第七条の十五の規定による指定医の指定の辞退があつたとき。

四 前条の規定により指定医の指定を取り消したとき。

第七条の十八 法第十九条の第三項の厚生労働省令で定める診断書は、次の各号に掲げる事項を記載し、当該診断書を作成した医師が記名押印又は署名した書面とする。

- 一 医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別及び生年月日
- 二 当該小児慢性特定疾病児童等がかかっている小児慢性特定疾病の名称及びその疾病の状態の程度に関する事項
- 三 診断書の作成年月日
- 四 その他参考となる事項

第七条の十九 法第十九条の第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第七条の九第一項の申請書の記載事項に不備がある場合又は当該申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。

第七条の二十 都道府県は、法第十九条の第五項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関（これに準ずるものとして都道府県知事が認める医療機関を含む。）の中から、当該医療費支給認定に係る第七条の九第一項又は第七条の二十七第一項の申請書における記載を参考として、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けることが相当と認められるものを、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として定めるものとする。

第七条の二十一 法第十九条の第三項第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年以内であつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることが必要な期間とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第七条の二十二 都道府県は、法第十九条の第三項第七項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した医療費支給認定保護者の氏名、居住地及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

- 一 当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄
  - 二 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日
  - 三 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日
  - 四 当該医療費支給認定の年月日及び受給者番号
  - 五 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に関する事項
  - 六 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項
  - 七 当該医療費支給認定の有効期間
  - 八 その他必要な事項
- 第七条の二十三 都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失つた医療費支給認定保護者から、医療費支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しなければならない。
- 前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。
- 一 当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄
  - 二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日
  - 三 申請の理由

医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の申請書に当該医療受給者証を添えなければならない。

医療受給者証の再交付を受けた後、失つた医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第七条の二十四 医療費支給認定保護者は、法第十九条の第九項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるに当たつては、その都度、指定小児慢性特定疾病医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

第七条の二十五 法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

小児慢性特定疾病審査会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

前各項に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会の運営に関し必要な事項は、小児慢性特定疾病審査会が定める。

第七条の二十六 法第十九条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条の第五項の規定に基づき定められた指定小児慢性特定疾病医療機関
  - 二 小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項
  - 三 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称
- 第七条の二十七 法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。
- 一 当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄
  - 二 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日
  - 三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの
  - 四 その他必要な事項

前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

第七条の二十八 都道府県は、法第十九条の六条第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行つたときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるとする。

- 一 法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行った旨
- 二 医療受給者証を返還する必要がある旨
- 三 医療受給者証の返還先及び返還期限

当該医療費支給認定の取消しに係る医療費支給認定保護者の医療受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第七條の二十九 法第十九條の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 病院又は診療所の名称及び所在地
二 開設者の住所、氏名又は名称
三 保険医療機関（健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。第七條の三十三において同じ。）である旨
四 標ぼうしている診療科名
五 法第十九條の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨
六 役員の名及び職名
七 その他必要な事項

法第十九條の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 薬局の名称及び所在地
二 開設者の住所、氏名又は名称
三 保険薬局（健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第七條の三十三において同じ。）である旨
四 法第十九條の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨
五 役員の名及び職名
六 その他必要な事項

法第十九條の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者（令第二十二條の四に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八條第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
二 当該申請に係る訪問看護ステーションの名称及び所在地
三 指定訪問看護事業者である旨
四 法第十九條の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨
五 役員の名及び職名
六 その他必要な事項

第七條の三十 法第十九條の九第二項第四号の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第十九條の十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定小児慢性特定疾病医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定小児慢性特定疾病医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

第七條の三十一 法第十九條の九第二項第六号の規定による通知は、法第十九條の十六第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第七條の三十二 法第十九條の九第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーションとする。

第七條の三十三 法第十九條の十第二項で準用する健康保険法第六十八條第二項の厚生労働省令で定める指定小児慢性特定疾病医療機関は、保険医（健康保険法第六十四條に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（健康保険法第六十四條に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

第七條の三十四 法第十九條の十四に規定する厚生労働省令で定める事項は、指定小児慢性特定疾病医療機関が病院又は診療所であるときは第七條の二十九第一項各号（第一号及び第五号を除く。）に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第二項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項とする。第七條の三十五 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等（法第十九條の九第一項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者をいう。次条及び第七條の三十七において同じ。）は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の名称及び所在地並びに前条の事項に変更があつたときは、法第十九條の十四の規定に基づき、変更のあつた事項及びその年月日を、十日以内に、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地（当該指定小児慢性特定疾病医療機関が指定訪問看護事業者であるときは当該指定に係る訪問看護ステーションの所在地をいう。次条及び第七條の三十七において同じ。）の都道府県知事に届け出なければならない。

第七條の三十六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。
二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四條、第二十八條若しくは第二十九條、健康保険法第九十五條又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）第七十二條第四項若しくは第七十五條第一項に規定する処分を受けたとき。

第七條の三十七 法第十九條の十五の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退しようとする指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、その旨を、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

第七條の三十八 法第十九條の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号様式のとおりとする。

第七條の三十九 都道府県知事が法第十九條の二十第一項の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費の請求の審査を行うこととしている場合においては、指定小児慢性特定疾病医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）の定めるところにより、当該指定小児慢性特定疾病医療機関が行つた医療に係る小児慢性特定疾病医療費を請求するものとする。

前項の場合において、都道府県は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、都道府県知事が当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その小児慢性特定疾病医療費を支払つものとする。

法第十九條の二十第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第七条の四十 法第十九条の二十二第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、小児慢性特定児童等の小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者に必要な支援とする。

第七条の四十一 法第十九条の二十二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作活動、生産的活動等を通じた小児慢性特定疾病児童等及びその家族が相互の交流を行う機会を提供、社会との交流の促進その他小児慢性特定疾病児童等が将来自立した生活を営むことができるようにするために必要な支援とする。

第八條第一項中、「第二十一条の三第一項」を、「第二十一条の二において準用する法第十九条の二十第一項」に改め、「医療費」の下に「請求の」を加え、「昭和五十一年厚生省令第三十六号」及び「平成四年厚生省令第五号」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中、「第一項」を「前項」に改め、「昭和二十三年法律第百二十九号」及び「昭和三十三年法律第百九十二号」を削り、同項を同条第二項とする。

第十一条第三号の二を削り、同条第六号及び第七号中、「骨関節結核又は骨関節結核以外の」を削る。第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中、「開設者」の下に「国を除く。次条において同じ。」を加え、「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三号の二を除く。」を削り、同条第三号中「昭和二十三年法律第百五号」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十八条の二第一号八中、「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

第十八条の三中「昭和二十五年法律第百二十六号」を削る。

第十八条の四中「昭和二十五年法律第百四十四号」を削る。

第十八条の六第二項第二号中、「第二十五条の十二第一項」を「第二十五条の十三第一項」に改める。

第十八条の三十四第一項中、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第十八条の三十六第一項中、「第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む）」を、「第二十一条の五の二十一第三項及び第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項」に改め、同条第二項及び第三項中、「第二十一条の五の二十一第二項」を、「第十九条の十六第二項」に改め、同条第四項中、「第五十七条の三第三項」を、「第五十七条の三第四項」に、「第五十七条の三の三第五項」を、「第五十七条の三の三第七項」に、「第二十一条の五の二十一第二項」を、「第十九条の十六第二項」に改める。

第十八条の三十七第一号中、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改め、同条第三号中、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十八条の四十三中、「第二十五条の十二第一項第二号」を「第二十五条の十三第一項第二号」に改める。

第十八条の四十四中、「第二十五条の十二第一項第三号」を「第二十五条の十三第一項第三号」に改め、同条第一号中「昭和三十四年法律第百四十号」を削り、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第二号中「昭和二十九年法律第百十五号」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第三号中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第四号中「昭和三十三年法律第百二十八号」及び「昭和六十年法律第百五号」を削り、同条第五号中「昭和三十七年法律第百五十二号」及び「昭和六十年法律第百八号」を削り、同条第六号中「昭和二十八年法律第二百四十五号」及び「昭和六十年法律第百六号」を削り、同条第七号中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。」を削り、「及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）」を削り、「及び移行農林年金」に「並びに」を「及び」に改め、同条第八号中「平成十六年法律第百六十六号」を削り、同条第九号中「昭和二十二年法律第五十号」を削り、同条第十号中「昭和二十六年法律第百九十一号」を削り、同条第十一号中「昭和四十二年法律第百二十一号」を削り、同条第十二号中「昭和三十九年法律第百三十四号」を削り、法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第十八条の四十六中、「第二十五条の十二第一項第四号」を「第二十五条の十三第一項第四号」に改める。第十八条の四十七第一項中、「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中、「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十第四項」に改める。第二十五条の七第二項第二号中「大正十一年法律第七十号」を削る。第二十五条の二十三中、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。第二十五条の二十四の三第一号から第三号まで中、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第七号中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。」を削り、「及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）」を削り、「移行農林年金」に「並びに」を「及び」に改め、「（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）」を削り、同条第十二号中、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。第二十五条の二十六第一項中、「法律第三十四号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改め、同条第二十六第一項中、「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改め、同条第三項中、「第二十一条の三第四項」を「第十九条の二十第四項」に改める。第二十五条の二十六の三第三項中、「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。第二十六条及び第二十七条中、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。第三十六条の二及び第三十六条の三中、「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。第三十六条の二十九第一号及び第三十六条の三十第一号八中、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。第四十九条の八第四号中、「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に改める。第五十条の二の表以外の部分中、「指定都市」という。）及び「を「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、「に改め、同条の表第四条第二項第五号の項の次に次のように加える。

第七条第一項及び第三項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第七条の九第一項	都道府県は、 都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市は、 指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第七条の九第三項及び第四項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市

第七條の十 第七條の十一 第七條の十四 第七條の十六 第七條の十七 第七條の二十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	指定都市及び児童相談所設置市は、 都道府県は、 都道府県知事
			指定都市及び児童相談所設置市
第七條の二十二 第七條の二十三 第七條の二十七 第七條の二十八 第七條の二十九 第七條の三十 第七條の三十五 第七條の三十六 第七條の三十七 第七條の三十九第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	指定都市及び児童相談所設置市は、 都道府県は、 都道府県知事
			指定都市及び児童相談所設置市
第十條第一項 第十一條 第十五條 第十六條 第十八條の二十七 第十八條の二十八 第十八條の二十九 第十八條の三十 第十八條の三十二第四項 第十八條の三十五 第十八條の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	指定都市及び児童相談所設置市は、 都道府県は、 都道府県知事
			指定都市及び児童相談所設置市

第五十條の三の表第八條第一項及び第二項の項中、「及び第二項」を削り、同表第八條第三項の項中「第八條第三項」を「第八條第二項」に改め、同表第十條第一項第十一條第十四條第十五條第十六條第十八條第十八條の二十七第七十八條の二十八第八條の二十九第十八條の三十二第二項第十八條の三十五第十八條の四十七の項を次のように改める。

第十條第一項 第十一條 第十五條 第十六條 第三十六條の三十一第二項	都道府県知事	中核市の市長	都道府県は、 都道府県知事
			中核市の市長
第七條の九第二項 第七條の九第一項	都道府県知事	中核市の市長	都道府県は、 都道府県知事
			中核市の市長
第七條の十一 第七條の十四 第七條の十六 第七條の十七 第七條の二十	都道府県知事	中核市の市長	都道府県は、 都道府県知事
			中核市の市長
第七條の二十二 第七條の二十三 第七條の二十七 第七條の二十八 第七條の二十九 第七條の三十 第七條の三十五 第七條の三十六 第七條の三十七 第七條の三十九第一項	都道府県知事	中核市の市長	都道府県は、 都道府県知事
			中核市の市長
第七條の三十一 第七條の三十二 第七條の三十三 第七條の三十四 第七條の三十五 第七條の三十六 第七條の三十七 第七條の三十八 第七條の三十九第一項	都道府県知事	中核市の市長	都道府県は、 都道府県知事
			中核市の市長

第五十條の三の表第八條第三項の項中「第八條第三項」を「第八條第二項」に改め、同表第十條第一項第十一條第十四條第十五條第十六條第十八條第三十六條の三十一第二項の項を次のように改める。

第五十條の三の表第八條第一項及び第二項の項中、「及び第二項」を削り、同項の前に次のように加える。





第十三号の五様式（第十八条の三十六第二項関係）

（表面）

児童福祉検査証		第 号
写    真	官 職 又は職名  氏 名  生年月日  児童福祉法第二十四条の十五及び第二十四条の十九の二に定める当該職員であることを証する。  平成 年 月 日 交付  厚生労働大臣  都道府県知事  市（区）町村長	印

（裏面）

児童福祉法（抄）

第十九条の十六（略）

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④（略）

第二十一条の五の二十六（略）

②～④（略）

⑤ 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十五 都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児入所施設等、当該指定障害児入所施設等の設置者の事務所その他当該指定障害児入所施設等の運営に係る場所に入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

- 1．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

第十三号の六様式（第十八条の三十六第三項関係）

（表面）

児童福祉検査証		第 号
写    真	官 職 又は職名  氏 名  生年月日  児童福祉法第二十四条の三十四及び第二十四条の三十九に定める当該職員であることを証する。  平成 年 月 日 交付  厚生労働大臣  都道府県知事  市（区）町村長	印

（裏面）

児童福祉法（抄）

第十九条の十六（略）

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④（略）

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他指定障害児相談支援の事業に係る場所に入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援の提供に係る場所に入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④（略）

⑤ 第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。

- 1．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
- 2．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。



(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)  
 第五条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次のように改正する。  
 第四条の表二の項中、「第二十一条の二(同法)」を、「第十九条の十二(同法第二十一条の二)」に改める。

(母子保健法施行規則の一部改正)

第六条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中、「第二十一条の三第一項」を、「第十九条の二十第一項」に改める。

第十五条第一号中、「第二十一条の四」を、「第二十一条の三」に改める。

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正)

第七条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中、「第二十条第二項」を、「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、第二十条第二項」に改める。

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正)

第八条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一条ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の号を加える。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の七第三号中、「第十八条の四」を、「第七条の四、第七条の七、第十八条の四」に改める。

(介護保険法施行規則の一部改正)

第十条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第二号中、「第六条の二第三項」を、「第六条の二の二第三項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)

第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第四号、第十二条第四号及び第十七条第四号中、「第六条の二第一項」を、「第六条の二の二第一項」に改める。

第六十五条の九の二第一項第四号中、「第六条の二第八項」を、「第六条の二の二第八項」に、「第六条の二第一項」を、「第六条の二の二第一項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第八項中、「指定医療機関」を、「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を、「第六条の二の二第三項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「第六条の二第二項」を、「第六条の二の二第二項」に改める。

(厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第十四条」を、「第十五条」に改める。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部改正)

第十五条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令(平成二十三年厚生労働省令第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一号イ中、「第六条の二第九号」を、「第六条の二の二第九号」に改める。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十六条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「第六条の二第八項」を、「第六条の二の二第八項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十七条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中、「第六条の二第三項」を、「第六条の二の二第三項」に改める。

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第十八条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二号中、「第六条の二第七項」を、「第六条の二の二第七項」に改める。

第九条並びに第十五条第二項第七号及び第三項第二号中、「第六条の二第八項」を、「第六条の二の二第八項」に改める。

第二十七条第五項中、「第五十七条の三の三第三項」を、「第五十七條の三の三第四項」に改める。

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成二十四年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第六条の二第一項」を、「第六条の二の二第一項」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第二十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第五十一号及び第七百五十三号並びに第七百二十二条第十五号及び第七百七号中、「第二十一条の四第二項及び第三項」を、「第二十一条の三第二項及び第三項」に改める。